

平成29年度大都市圏における旅行ニーズとのマッチング業務仕様書

1 業務の目的

県内の観光関連事業者のシーズと大都市圏における旅行ニーズをマッチングして、地域の魅力を生かした商品・サービスの旅行商品化を図ることで、本県への誘客に繋げるとともに、観光関連事業者が、旅行商品化や大都市圏における販売ネットワーク拡大等に係るノウハウを身に着けることで、地域の“稼ぐ力”を引き出すことを目的とします。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

平成29年度大都市圏における旅行ニーズとのマッチング業務

(2) 委託期間

契約の日から平成30年3月23日（金）まで

(3) 業務内容

ア 県内観光関連事業者のシーズ及び大都市圏における旅行ニーズ調査

イ 地域の魅力を生かした商品・サービスの旅行商品化につながる県内の観光関連事業者のシーズと大都市圏における旅行ニーズとのマッチング 首都圏・関西圏・中京圏において各1件以上

（例）県内の観光関連事業者と大都市圏旅行会社との商談会の開催

ウ イを踏まえた目的達成に資する取組 1件以上

（例）旅行会社による現地視察の招聘

エ 旅行商品化や大都市圏における販売ネットワーク拡大等に係るノウハウを身に着けるために必要な県内観光関連事業者に対するフォロー・コンサルティング・アドバイス

オ 事業実施後の効果検証

カ その他ア～オの企画及び実施運営に必要な一切の業務

キ 委託業務実績報告書の作成

(4) 納品物

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」（原則としてA4版・両面印刷） 1部（提出時期：委託業務完了時）

イ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部

ウ その他 実施内容の説明に必要と思われる資料 1部

(5) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光局観光誘客課内）

(6) 納入期限

平成30年3月23日（金）

(7) 委託料の支払い

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。

なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとする。

(8) 受託上の留意点

- ア みえ観光の産業化推進委員会（以下、委員会という。）は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- イ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委員会に報告し、委員会の指示に従うこと。
- ウ 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに委員会に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委員会又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって委員会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- エ 業務の遂行において疑義が生じた場合は、委員会と協議し、その指示に従うこと。
- オ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- カ 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、委員会に帰属する。
- キ 委員会は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- ク 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- ケ 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注所属に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委員会と協議を行うこと。
- コ 委員会は、受託者がケ（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- サ 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委員会と協議して実施するものとする。

3 担当

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光誘客課内）

担当 高羅

電話：059-224-2802 ファクシミリ：059-224-2801

電子メール：kankoyu@pref.mie.jp